

岩波基本八法



岩波 基本六法

創始 末 川 博

昭和**57**年版

岩波書店

岩波基本六法 昭和57年版

© 岩波書店 1981

1981年11月9日 第1刷発行

1982年3月25日 第2刷発行

定価 2000円

発行者 緑川 亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋2-5-5

発行所 株式会社 岩波書店

電話 (03)265-4111

振替 東京 6 26240

印刷：西版印刷 製本：宮内製本

Printed in Japan 落丁本・乱丁本はお取替えいたします

編 集

侃

—

郎

道

窪田隼人

佐伯千仞

杉村敏正

田畑茂二郎

山木戸克己

鵜飼信成

小
林
直
樹

芦部信喜

ILO憲章……………一八四七

ILO第一号条約	四六六
ILO第二六号条約	四六六
ILO第八七号条約	四四五
ILO第九五号条約	四六六
ILO第九八号条約	四六六
ILO第一〇〇号条約	四六六
ILO第一〇三号条約	四六六
ILO第一〇五号条約	四六六
ILO第一一六号勸告	四六六
ILO第一一九号勸告	四六六
惡臭防止法	五一二
い	
違警罪即決例(旧)	一四〇
遺言の方式の準拠法に関する法律	三〇〇
遺失物法	六五四
医師法	四二五

會計検査院法

意匠法	一六四
印紙税法	一七九
印紙等模造取締法	一八六
印紙犯罪処罰法	一八五
お	
恩赦法	二四四
か	
會計検査院法	三八
會計法	二九
外交關係に関するウィーン条約	一八四
外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律	二一六
会社更生法	一〇四
会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律	八八
改正刑法草案	一四八
カイロ宣言	一九七
火災びんの使用等の処罰に関する法律	一一〇
覚せい剤取締法	一四七
核兵器の不拡散に関する条約	一八五
家事審判規則	一〇〇

議院における証人の宣誓及び証

家事審判法	一〇六
河川法	四六三
学校教育法	四七
割賦販売法	一五〇
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律	八三
株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則	八六
仮登記担保契約に関する法律	六四
監獄法	一三五
き	
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律	四
企業会計原則	八八
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	四八七
記名ノ国債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ関スル法律	六七
旧刑法	一六
旧憲法	三九
(旧)治安維持法(旧)	一四四
教育基本法	四七
教育公務員特例法	四八四

国の利害に係る訴訟について、法務大臣の権限等に関する法律。

行政裁判法(旧)……………	四八
行政事件訴訟特例法(旧)……………	四九
行政事件訴訟法……………	二八八
行政執行法(旧)……………	四九〇
行政代執行法……………	三七七
行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件(旧)……………	四九八
行政不服審査法……………	二〇〇
強制労働廃止条約ILO第一〇五号)……………	一四六
供託法……………	六五八
漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約……………	一八七
拒絶証書令……………	一八七
銀行法……………	一五五
く	
国の利害に係るある訴訟について の法務大臣の権限等に関する法律……………	二九八
ぐれん隊防止条例……………	一三七
け	
経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律……………	一三七
経済的、社会的及び文化的権利	

に関する国際規約	一八五
警察官職務執行法	三三六
警察法	三三一
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法	一三三八
刑事訴訟規則	一三六
刑事訴訟法	一六九
刑事補償法	一四〇
軽犯罪法	一二七
刑法	一〇九五
刑法旧規定(新旧対照)	一四六
刑法施行前と同一の効力を有する旧刑法の規定	一二六
刑法の全面改正について(法務省)	一六三
結社の自由及び団結権保護条約(ILO第八七号)	一四五
決闘罪二関スル件	一二二
元号法	三六
健康保険法	一三七
検察審査会法	一三三
検察庁法	一四〇
原子力基本法	一六七
建築基準法	一四九

公安条例	一三五
公害健康被害補償法	五三五
公害罪法	五三八
公害対策基本法	四九三
公害防止事業費事業者負担法	五三八
公害に関する条約	一八五
公害紛争処理法	五三
公共企業体等労働関係法	一七八
工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約	一八四
鉱業法	一六〇
航空機の強取等の処罰に関する法律	一四〇
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	一一〇
皇室経済法	一三七
皇室典範	二五
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	一二七
工場抵当法	一六七
公証人法	一三三
公職選挙法	四三

行進及び集団示威運動に関する条例(大阪市)	一三五
厚生年金保険法	一三三
交通事件即決裁判手続法	一三七
小切手法	八三
小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件	八七
国際海上物品運送法	八三
国際司法裁判所規程	一四四
国際人権規約A規約	一八四
国際人権規約B規約	一八七
国際民間航空条約	一八七
国際連合教育科学文化機関憲章	一八五
国際連合憲章	一八三
国際聯盟規約	一八八
国際労働機関憲章	一八七
国事行為の臨時代行に関する法律	三六
国税徴収法	一六七
国税通則法	一六七
国税犯則取締法	一七五
国籍法	一四〇
国土利用計画法	四九
国民健康保険法	一三八

国民年金法	一三七
国民の祝日に関する法律	三三
国有財産法	三三
戸籍法	六四
湖川、港湾及沿岸小航海ノ範圍	八三
国会法	三四
国家行政組織法	一八
国家公務員法	九二
国家賠償法	六〇
雇用終了勧告(ILO第一九号)	一四三
雇用対策法	一三三
雇用保険法	一三六
最高裁判所裁判官国民審査法	一〇九
財政法	二九五
最低賃金決定制度条約(ILO第二六号)	一四六
最低賃金法	一三九
裁判官弾劾法	一二三
裁判官分限法	一四
裁判所法	九八
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	一五七

酒に酔つて公衆に迷惑をかける
行為の防止等に関する法律……………二二三

し

自衛隊法……………三七九

自然環境保全法……………五九

失火ノ責任ニ関スル法律……………六六

執行官規則……………二九

執行官法……………一七

執行猶予者保護観察法……………二五

実用新案法……………六三

私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律……………四六

自動車損害賠償保障法……………六七

自動車損害賠償保障法施行令……………六四

自動車抵当法……………六三

児童福祉法……………四五

紙幣類似証券取締法……………二七

司法試験第二次試験の試験科目
の範囲を定める規則……………二二

司法試験法……………三〇

司法書士法……………三六

市民的及び政治的権利に関する
国際規約……………八七

借地非訟事件手続規則……………二九

法令索引

借地法……………六六〇

借家法……………六六三

社債等登録法……………三九

社債発行限度暫定措置法……………三八

集会、集団行進及び集団示威運
動に関する条例(東京都・京都
市)……………一三五・一三六

銃砲刀剣類所持等取締法……………三八

住民基本台帳法……………六二

出資の受入、預り金及び金利等
の取締等に関する法律……………五四

出版法(旧)……………四四

商業登記法……………四五

証券取引法……………五五

上場株式の議決権の代理行使の
勧誘に関する規則……………五六

少年院法……………五五

少年審判規則……………四九

少年法……………四五

消費者保護基本法……………四九

商標法……………四三

商法……………七七

商法関係旧規定……………八四

商法施行法……………八一

商法中改正法律施行法……………八一

商法中署名スヘキ場合ニ関スル
法律……………八二

商法の一部を改正する法律施行
法……………八一

消防法……………三八

条約法に関するウィーン条約……………八八

職業安定法……………三三

食品衛生法……………四三

所得税法……………七〇

人事院規則一四一七(政治的行
為)……………二二

人事訴訟手続法……………四三

心身障害者対策基本法……………四三

人身保護法……………三一

信託法……………六六

振動規制法……………五〇

新聞紙法(旧)……………四五

水質汚濁防止法……………五一

スト規制法……………二七

生活保護法……………四〇

請願法……………三一

政治資金規正法……………九〇

政治的行為(人事院規則一四一
七)……………二二

精神衛生法……………四九

世界人権宣言……………八五

戦争抛棄ニ関スル条約……………八四

船舶の所有者等の責任の制限に
関する法律……………八五

船舶法……………八三

そ

騒音規制法……………七〇

相続税法……………七六

訴願法(旧)……………八七

た

大気汚染防止法……………四五

大気圏内、宇宙空間及び水中に
おける核兵器実験を禁止する
条約……………八五

大日本帝国憲法(旧憲法)……………三九

滞納処分と強制執行等との手続
の調整に関する法律……………九三

大陸棚に関する条約……………八〇

宅地建物取引業法……………一五

建物の区分所有等に関する法律……………六五

法令索引 たーに

- 建物保護ニ関スル法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・六九
- 団結權及び団体交渉權條約（ILO第九八号）・・・・・・・・・・（四六〇）
- 担保附社債信託法・・・・・・・・・・・・・・・・・・八三九
- ち
- 治安維持法（旧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・（一四一）
- 治安維持法中改正ノ件（旧）・・・・・・・・・・（一四四）
- 治安警察法（旧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・（一四〇）
- 地上權ニ関スル法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・六五九
- 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書・・・・・・・・・・（一八九）
- 地方教育行政の組織及び運営に關する法律・・・・・・・・・・（四七九）
- 地方公營企業法・・・・・・・・・・・・・・・・・・三五
- 地方公營企業労働關係法・・・・・・・・・・（二八三）
- 地方公務員法・・・・・・・・・・・・・・・・・・二七
- 地方財政法・・・・・・・・・・・・・・・・・・三二一
- 地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則・・・・・・・・・・（一六）
- 地方自治法・・・・・・・・・・・・・・・・・・二二三
- 地方税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・（一八〇）
- 中小企業基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・（四九八）
- 中小企業団体の組織に關する法

中小企業等協同組合法	一九九七
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律	一五〇〇
著作権法	一六五三
資金の支払の確保等に関する法律	二一九九
資金保護条約（ILO第九五号）	一四六二
つ	
通貨及証券模造取締法	一一六六
月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約	一八八三
て	
手形法	八五三
手形法・小切手法関係旧規定	八八六
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律	二七九
と	
同一報酬条約（ILO第一〇〇号）	一四六〇
東京都青少年の健全な育成に關	

盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律	一一九
道路交通法	三六六
道路法	四五五
同和对策事業特別措置法	三三
特別家事審判規則	一〇八九
都市計画法	四二
土地収用法	三九三
特許法	一六九
独禁法	四九九
な	
内閣法	一七
南極条約	一八八
難民の地位に関する議定書	一六三
難民の地位に関する条約	一六三
に	
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	一三
日本国憲法	三
日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律(旧)	四八九
日本国憲法の施行に伴う民法の	

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	一九四〇
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	一九五二
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法	一九五三
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定	一九五三
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約	一九五四
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言	一九五五
日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約	一九五七
日本国との平和条約	一九六〇
日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損	一九六〇

失の補償に関する法律……………六九二
人間環境宣言……………五四一
認知の訴の特例に関する法律……………六五四

ね

年齢計算ニ関スル法律……………六五四
年齢のとなえ方に関する法律……………六五四

の

農業基本法……………一五七六
農業協同組合法……………一五九五
農地法……………一五七六
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律……………五〇六

は

廃棄物の処理及び清掃に関する法律……………五四
売春防止法……………一二三
破壊活動防止法……………一二八
爆発物取締罰則……………一一九
破産法……………一〇〇五
罰金等臨時措置法……………一一六
犯罪者予防更生法……………一二六〇
犯罪被害者等給付金支給法……………一二四三

判事補の職権の特例等に関する法律……………二一五

ひ

被疑者補償規程……………一三四三
非訟事件手続法……………九七
人質による強要行為等の処罰に関する法律……………一二二
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律……………五八

ふ

風俗営業等取締法……………三六六
不公正な取引方法……………四九二
不正競争防止法……………四九一
不戦条約……………一八九四
不当景品類及び不当表示防止法……………四九三
不動産登記法……………六三一
部分核停条約……………一八九五

へ

弁護士法……………一二五

ほ

法人税法……………一七五七

法人ノ役員処罰ニ関スル法律……………一二八
法廷等の秩序維持に関する法律……………一〇八
訪問販売等に関する法律……………一五三
暴力行為等処罰ニ関スル法律……………一二八

法例……………二八

保険業法……………一五三

補助貨幣損傷等取締法……………一二七

母性保護条約（ILO第一〇三号）……………四六四

ポツダム宣言……………一八九八

み

未成年者飲酒禁止法……………一二二
未成年者喫煙禁止法……………一二二
身元保証ニ関スル法律……………六五八
民事執行規則……………九七八
民事執行法……………九四六
民事執行法施行令……………九七八
民事訴訟規則……………九三一
民事訴訟費用等に関する規則……………九四〇
民事訴訟費用等に関する法律……………九三四
民事訴訟法……………八八九
民事調停規則……………一〇七五
民事調停法……………一〇七三
民法旧規定……………六九三

民法施行法……………六三〇
民法第一編第二編第三編……………五四七
民法第四編第五編……………五九九

や

薬事法……………一四二八

ゆ

有限会社法……………八二一
優生保護法……………四四七
郵便切手類模造等取締法……………一二七
ユネスコ憲章……………一四四五

り

利息制限法……………六五七
立木ニ関スル法律……………六六六
立木ノ先取特權ニ関スル法律……………六六七
領海及び接続水域に関する条約……………八七三
領海法……………三四

ろ

労働安全衛生法……………三〇二
労働関係調整法……………一七三
労働基準法……………一八五
労働組合法……………二六七

法令索引 ろ—わ

労働時間条約（ILO第一号）……………一四六三

労働時間短縮勧告（ILO第一一六号）……………一四六二

労働者災害補償保険法……………一三七

労働保険の保険料の徴収等に関する法律……………一三六

わ

和議法……………一〇三六

まえがき

『岩波基本六法』は、限りなく多い法令や条約などのなかから基本的に重要なものを選んで収録するとともに、これに関連するものもろの資料を掲載する。

そもそも昭和五年（一九三〇年）、故末川博先生は利用上の便益のために参照条文及び事項索引をつけるという画期的な構想のもとに『岩波六法全書』を創刊された。本書はこれを母本として、戦後成ったものであり、万人のために法律を生かし広く国民の自由と人権をまもるに役立つことをその基本理念として刊行されてきた。末川先生が昭和五十二年二月永逝せられた後、岩波書店が編集ならびに発行の責を負うことになり、私どもが編集の面においてひき続き協力している。

今日の複雑な国民生活を律する法律や命令や国際関係に関する条約などは、多岐多面にわたっているのであるが、そのなかからどの法令・条約を選んで載せるかということは、本書のような法令全書の編集にあたって最も苦心の存するところである。広範な読者の各様の必要を思うと、なるべく多くの法令を収めたいのであるが、他面、随所で使用する上での携帯の便を考えると、できるだけ分厚なものにせぬように配慮しなければならぬ。本書では、法律について学び、法律に関する実務にたずさわり、また日常生活のなかで法律のことを知ろうとするとき、これだけはぜひ必要でありそしてこれだけあれば一応まにあうという観点から、収録する法令や条約を選択している。しかし紙幅の関係で、やむ

をえず割愛したものがあつて、またあえて抄録を試みているところもある。

読者の利用の便益をはかることは、本書の成り立ちの当初から編集上特に意を用いられており、また版を重ねるにしたがい折々に工夫が加えられてきた。この点について、本書の内容面における主なものは次の通りである。

（一）部門分け 収録法令はおおむね一般に認められている法体系に従つて、現在のところ十二部門に分けて配列してある。なお、法令の検索には、巻頭に掲げてある法令索引によるのが便利であるが、部門分けの見当がつく場合には、総目次なり部門ごとの目次も利用できる。

（二）参照条文 主要な法典について条文ごとにそれと関連のある他の条文を参照条文として掲げることが、本書の母本である『岩波六法全書』が創刊以来続けているところであつて、本書でもこれを伝えている。

（三）総合事項索引 一般の常用を旨とする本書の性格にかんがみて、収録法令の全体を対象とした事項索引を作つて、これを巻末に掲げてある。

（四）比較参照資料 現在の社会における生活は、空間的な関係では国内のみならず国際的な広がりをもち、また、時間的な関係では歴史的に過去につながっているから、法律に関する知識も、いわば立体的にこれを修得することができるよう工夫を必要がある。そこで、本書では、わが国の法と諸外国の法とを比較したり、旧法令の重要なものを収録したりして、参考に供している。

憲法は国民生活にとって普遍的にいちばん重要な法であるが、

そこに規定する諸制度には、近代諸国家に共通なものとそうでないものがあるから、外国の憲法がどうなっているかを知ることには、わが国の憲法を理解する上できわめて大切である。この趣意にもとづいて、諸外国の現行憲法や歴史的に重要な意味をもつ憲法をできるだけ広範に採録し、事項ごとに編集した「比較憲法条文集」を、憲法部門の末尾に載せている。

その他の比較参照資料として、行政法、環境法、民法、商法、刑法、労働法等の部門において、わが国の旧法令、旧規定、立法草案や諸外国の法令その他の資料を、それぞれの末尾に収めている。

(五)「法の成立と運営」 末川先生が本文を執筆せられ、専門分野の諸氏の分担作成になる図表を付したもので、巻末に添えてある。

(六) 手数料等一覧 日常生活のいろいろの場合に必要な各種の手数料額、登記・登録の税額、弁護士報酬の基準などを見易く整理して、これも巻末につけてある。

本年版では、紙面を一拳に拡大し二二〇頁をこえる増頁を行って内容の飛躍的充実をはかった。すなわち、行政・地方自治・防衛・社会保障・刑事・医事等の各分野にわたって二九件の法令を新たに収録するとともに、四件の法令について従来の抄録形式を全文掲載に改め、さらに地方自治法等九件の重要法に新たに参照条文をつけ、またこれらの法律の文字を大きくした。そして経済法関係について独立の部門を設け、かつその充実に努めた。他面、頁数の増加を少しでも抑止するために、若干の法令・資料について敢えて割愛する措置を講じた。本書が今年版において、このようなかつてない拡充を試みたのは、最近の法律に対する社会的関心の高まりを考慮し、それに応えることを願ったからにほか

ならない。

本年版ではまた、商法の重要改正を完全に収録し、かつ参照条文の改訂を行ったが、その他、有限会社法・株式会社法の監査等に関する商法特例法・国家公務員法・公職選挙法・証券取引法・所得税法等の一部改正法も完全に織り込んだ。

ところで、本書は、前述のような由来と経緯によって、この『基本六法』の基本理念を体しつつ、従来の方針にそうて私どもが編集しているのであるが、本書の基礎を定められた末川先生の偉業を記念して、芳名を扉にとどめるものである。そして先生をはじめ、当初からあるいはその後編纂にたずさわられ、現在すでに逝去されまたは編集から離れておられる諸先輩の絶大な功績を追想し、あらためて深甚の敬意を表したい。

編集の分担は、憲法・行政法関係が杉村、民法が奥田・乾、商法関係が上柳、民事訴訟法が山本戸、刑法・刑事訴訟法が佐伯・井戸田、労働法関係が窪田、国際法が田畑であり、全体のまとめと整理には山本戸と岩波書店六法全書編集部が当った。「比較憲法条文集」は鶴飼・小林・芦部の担当である。

ここに昭和五十七年版を世に送りうることは、私どもの大きなよろこびである。そして本書が広く読者の研究と実務と日常生活に役立つことを希ってやまない。何かとお気づきのことがあれば岩波書店内六法全書編集部まで御指教たまわるようお願いする。

一九八一年一〇月

編 者 識 す

総目次

憲法・国会法・裁判法

日本国憲法	一三
皇室典範	二五
元号法	二六
国事行為の臨時代行に関する法律	二六
皇室経済法	二七
法例	二八
遺言の方式の準拠法に関する法律	三〇
国籍法	三〇
請願法	三一
人身保護法	三一
同和対策事業特別措置法	三三
国民の祝日に関する法律	三三
領海法	三四
国会法	三四
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律	四一
公職選挙法	四三
政治資金規正法	九〇
裁判所法	九八
法廷等の秩序維持に関する法律	一〇八

最高裁判所裁判官国民審査法	一〇九
裁判官弾劾法	一一三
裁判官分限法	一二四
判事補の職権の特例等に関する法律	一二五
地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則	一二六
執行官法	一二七
執行官規則	一二九
檢察庁法	一三〇
檢察審査会法	一三三
弁護士法	一三五
司法試験法	一三〇
司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則	一三一
公証人法	一三三
司法書士法	一三六
◆大日本帝国憲法(旧憲法)	一三九
◆比較憲法条文集	一四一

行政法

内閣法	一三七
国家行政組織法	一三八
国家公務員法	一九三
人事院規則一四一七(政治的行為)	二二
地方自治法	二二
地方公務員法	二七
行政不服審査法	二八〇

行政事件訴訟法	二八八
国の利害に係る訴訟について法務大臣の権限等に関する法律	二九五
財政法	二九五
會計法	二九九
国有財産法	三〇三
會計検査院法	三〇八
地方財政法	三一
地方公営企業法	三一五
警察法	三三一
警察官職務執行法	三三六
犯罪被害者等給付金支給法(刑訴)	三四三
消防法(抄)	三三八
道路交通法	三三六
風俗営業等取締法	三六六
銃砲刀剣類所持等取締法	三六八
行政代執行法	三七八
自衛隊法	三七九
土地収用法	三九三
都市計画法	四一三
建築基準法	四一九
国土利用計画法	四四九
道路法(抄)	四五五
河川法(抄)	四六三
教育基本法	四七一
学校教育法	四七一
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	四七九

環境法

教育公務員特例法	四八四
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	四八七
◆行政争訟関係旧法令	四八七
◆行政強制関係旧法令	四九〇
公害対策基本法	四九三
大気汚染防止法	四九五
道路交通法	行政 三三六
水質汚濁防止法	五〇一
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	五〇六
騒音規制法	五〇七
振動規制法	五一〇
悪臭防止法	五一三
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	五一四
自然環境保全法	五一九
公害健康被害補償法(抄)	五二五
公害紛争処理法	五三一
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	五三八
鉱業法(抄)	経済 一六二
公害防止事業費事業者負担法	五三八
◆環境法関係参考資料	五四一

民法

民法第一編第二編第三編	五五七
民法第四編第五編	五九九
民法施行法(抄)	六三〇
不動産登記法	六三一
戸籍法	六四四
住民基本台帳法	六五一
年齢計算ニ関スル法律	六五四
年齢のとなえ方に関する法律	六五四
認知の訴の特例に関する法律	六五四
遺失物法	六五四
建物の区分所有等に関する法律	六五五
記名ノ国債ヲ目的トスル質権ノ設定ニ関スル法律	六五七
利息制限法	六五七
身元保証ニ関スル法律	六五八
失火ノ責任ニ関スル法律	六五八
供託法	六五九
地上権ニ関スル法律	六五九
建物保護ニ関スル法律	六五九
借地法	六六〇
借家法	六六三
立木ニ関スル法律	六六六
立木ノ先取特権ニ関スル法律	六六七
信託法	六六七
工場抵当法	六七〇
自動車抵当法	六七三
仮登記担保契約に関する法律	六七四
自動車損害賠償保障法	六七七

自動車損害賠償保障法施行令

国家賠償法

六八四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法

六八六

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律

六八六

民法旧規定

六八六

日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

民法関係参考資料

六八六

計算書及び附属明細書に関する規則

八八六

会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律

八八六

社債発行限度暫定措置法

八八六

社債等登録法

八八六

担保付社債信託法

八八六

商業登記法

八八六

手形法

八八六

小切手法

八八六

拒絶証書令

八八六

小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件

八八六

船舶法

八八六

国際海上物品運送法

八八六

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

八八六

企業会計原則

八八六

◆商法関係旧規定

八八六

◆手形法・小切手法関係旧規定

八八六

◆民事訴訟法

八八六

民事訴訟法

八八六

民事訴訟規則

八八六

民事訴訟費用等に関する法律

八八六

民事訴訟費用等に関する規則

八八六

民事訴訟手続法

八八六

民事執行法

八八六

民事執行法施行令

八八六

民事執行規則

八八六

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

八八六

非訟事件手続法

八八六

破産法

八八六

民事執行規則

九八六

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

九八六

非訟事件手続法

九八六

破産法

九八六

和議法

九八六

会社更生法

九八六

民事調停法

九八六

民事調停規則

九八六

家事審判法

九八六

家事審判規則

九八六

特別家事審判規則

九八六

借地非訟事件手続規則

九八六

刑法

九八六

刑法施行前と同一の効力を有する旧刑法の規定

九八六

罰金等臨時措置法

九八六

軽犯罪法

九八六

暴力行為等処罰ニ関スル法律

九八六

盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

九八六

爆発物取締罰則

九八六

火災びんの使用等の処罰に関する法律

九八六

航空機の強取等の処罰に関する法律

九八六

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

九八六

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

九八六

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

九八六

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

九八六

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

九八六

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

九八六

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

九八六

人質による強要行為等の処罰に関する法律	一一三
決闘罪ニ関スル件	一一二
未成年者喫煙禁止法	一一二
未成年者飲酒禁止法	一一二
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	一一三
売春防止法	一一三
印紙犯罪処罰法	一一五
印紙等模造取締法	一一六
外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律	一一六
通貨及証券模造取締法	一一六
紙幣類似証券取締法	一一七
郵便切手類模造等取締法	一一七
補助貨幣損傷等取締法	一一七
経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律	一一七
法人ノ役員処罰ニ関スル法律	一一八
破壊活動防止法	一一八
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	一一三
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	一一三

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	環境 五三八
公安条例	一一五
東京都・大阪市・京都市公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	一一七
東京都青少年の健全な育成に関する条例(抄)	一一八
◆参照治安関係旧法令	一一四
違警罪即決例	一一四
治安警察法	一一四
治安維持法	一一四
(旧)治安維持法	一一四
治安維持法中改正ノ件	一一四
出版法(抄)	一一四
新聞紙法(抄)	一一五
◆刑法旧規定(新旧対照)	一一六
◆改正刑法草案	一一八
◆刑法の全面改正について(法務省)	一一六三
刑事訴訟法	
刑事訴訟法	一一九
刑事訴訟規則	一二六
警察官職務執行法	一二六
交通事件即決裁判手続法	一二七
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法	一二八
刑事補償法	一二四

被疑者補償規程	一二三
犯罪被害者等給付金支給法	一二三
恩赦法	一二四
少年法	一二五
少年審判規則	一二九
少年院法	一二四
監獄法	一二五
執行猶予者保護観察法	一二八
犯罪者予防更生法	一二〇
労働法・社会保障法・公衆衛生法	
労働組合法	一二七
労働関係調整法	一二七
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律	一二六
公共企業体等労働関係法	一二六
地方公営企業労働関係法	一二六
労働基準法	一二五
賃金の支払の確保等に関する法律	一二九
国際労働機関憲章(抄)〔国際〕	八七
最低賃金法	一二九
労働安全衛生法	一三〇
労働者災害補償保険法(抄)	一三七
労働保険の保険料の徴収等に関する法律(抄)	一三六
雇用対策法	一三三

職業安定法(抄)	一三四
健康保険法	一三七
国民健康保険法(抄)	一三八
厚生年金保険法	一三三
国民年金法(抄)	一三八
雇用保険法	一三六
生活保護法	一四〇
児童福祉法	一四五
心身障害者対策基本法	一四四
医師法	一四五
薬事法	一四八
覚せい剤取締法	一四七
優生保護法	一四七
精神衛生法	一四九
食品衛生法	一四九
◆労働法関係参考資料	一四九
経済法	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	一四九
不正な取引方法	一四九
不正競争防止法	一四九
不当景品類及び不当表示防止法	一四九
消費者保護基本法	一四九
中小企業基本法	一四九
中小企業団体の組織に関する法律(抄)	一四九
中小企業等協同組合法(抄)	一四九

中小企業の実業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律	一五〇
割賦販売法	一五三
訪問販売等に関する法律	一五二
宅地建物取引業法(抄)	一五五
銀行法	一五五
保険業法	一五三
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律	一五四
証券取引法	一五四
上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則	一五六
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	一五七
農業基本法	一五六
農地法	一五八
農業協同組合法	一五九
鉱業法(抄)	一六〇
原子力基本法	一六七
特許法	一六九
実用新案法(抄)	一六九
意匠法(抄)	一六四
商標法	一六三
工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約	一八六
著作権法	一六五

税 法

国税通則法	一六七
国税徴収法	一六七
国税犯則取締法	一七五
所得税法	一七七
法人税法	一七七
相続税法(抄)	一七七
印紙税法	一七五
地方税法(抄)	一八五

国 際 法

国際連合憲章	一八三
国際聯盟規約	一八八
国際司法裁判所規程	一八四
国際連合教育科学文化機関憲章(抄)	一八四
国際労働機関憲章(抄)	一八五
世界人権宣言	一八七
経済的、社会的及び文化的權利に関する国際規約	一八四
市民的及び政治的權利に関する国際規約(抄)	一八五
難民の地位に関する条約(抄)	一八六
難民の地位に関する議定書(抄)	一八三
工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約	一八六
国際民間航空条約(抄)	一八七
領海及び接続水域に関する条約	一八七

約	一八七
領海法	一八七
公海に関する条約(抄)	一八五
漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約(抄)	一八六
大陸棚に関する条約(抄)	一八〇
南極条約(抄)	一八一
月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約	一八三
外交関係に関するウィーン条約	一八四
条約法に関するウィーン条約(抄)	一八八
戦争放棄ニ関スル条約	一九四
大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約	一九五
核兵器の不拡散に関する条約(抄)	一九五
窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書	一九七
カイロ宣言	一九七
ボツダム宣言	一九八
日本国との平和条約	一九八
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言	一九三
日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約	一九四

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	一九〇
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定	一九六
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定	一九三
日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約	一九四

付 録

法の成立と運営	一九九
第一図表 立法過程	一九九
第二図表 国家行政機構	一九四
第三図表 警察機構	一九九
第四図表 都道府県・市町村の行政機構及び国との関係	一九〇
第五図表 民事裁判過程	一九三
第六図表 刑事裁判過程	一九四
第七図表 行刑及び保護の機構と機能	一九六
第八図表 逮捕状・搜索差押許可状	一九七
第九図表 少年保護の機構と作用	一九八
第十図表 国際連合機構	一九九
手数料等一覧	一九四
◆は比較参照資料	一九三

凡例

収録してある法令

昭和五十六年一月一六日現在の内容で、主要な法令を十二部門に分けて収録。総数三二八件。

1 原典 本書収録法令の原典は、官報と法令全書である。また法令本文の用字は、漢字の字体については一般に新字体を採用し、かなづかい及び平文のままである。ただし、条名の表記は、第十條は第一〇条のごとくした。

2 公布と施行の期日 法令の公布年月日と番号は、標題の下に「[昭三・四・三〇]」のようにして掲げている。

法律の施行期日は、通常、附則で定められるが、それが政令に委任してある場合には、その委任規定のところに政令で定められた施行期日を注記しておいた。施行期日が特に規定されない場合には、法例第一条の定めるところによる。

条約については、その署名、批准書・受諾書の寄託又は交換、効力発生又は加入などの日付をも掲げて、利用上の便宜をはかった。

3 改正経過 制定後に改正があったものについては、標題の次の「改正」欄に改正法令の年次と法令番号を掲げて、その改正経過が示してある。

4 主要法律の条文ごとの改正注記 本書で大字組みにしてある主要法律では、編章節等及び条文ごとに改正の年次・法令番号を注記して改正の経過を示した（ただし、執達吏を執行吏に改めたような形式的な改正は省略した）。

検索の仕方

1 法令のさがし方

凡例

五十音順・巻頭の法令索引による。
分類による引き方・総目次及び各部門目次に
よる。

部門目次は爪がけで明示されており、そこには
法令の細目がのせてある。

2 総合事項索引 収録法令の全体にわたって主要
な事項を検索することのできる総合的な事項索引
となっている。比較参照資料の事項はこの総合事
項索引からも引くことができる。

3 法令名略語表 法令名の略語の一覧表は次の頁
に掲げている。

条文見出しと項番号

最近の法令では、条文ごとにその内容を示す
事項見出しのついているものが多く、また条文の
項別をはっきりさせる項番号がつけられている。そ
で本書では、利用上の便宜を考えて、そのついで
に古い法令にもこれをつけることにした。

1 条文見出し 法令に固有の条文見出しは（一）
でくくられているので、これと区別するために編
集者のつけたものは「」でかこんである。これ
らすべてゴシック体にして一目でわかるようにな
っている。なお重要法令には、削除された条文
にも見出しをつけておいた。

2 項番号 項番号は項の頭につけてあるが、法令
に固有のものは23……となっているので、これ
と区別するために、編集者のつけたものは②③
……にしてある。

参照条文

参照条文は、日本国憲法以下三〇の主要な法
律について、各条下に＊印をつけて掲げている。
利用にあたっては左の諸点に留意されたい。

1 ①と② 項又は号別に参照条文を掲げる場合に
は、項別は①②で、号別は③④で表わしてある。

「前」「後」「但」は、それぞれ前段・後段・但書
の区別を示す。

2 参照事項の摘記 参照事項はその要旨を（一）
内に表示し、さらにその内容又は関連事項を小分
けして掲げる場合には、③印を用いた。たとえ
ば、「法律」制定五九、署名七四、奏上国会六
五、公布国会六六、のこくである。

3 略語の使用 法令名の略語は「法令名略語表」
に掲げたものを用いた。その際、ある法律たとえ
ば民法の参照条文のなかで同じく民法の条項を掲
げる場合は、一般的に法令名としての「民」は冠
しないことになっている。

4 条文の表記 参照条文の条数は一・二で、項数
は①②で、号数は12で表わしてある。たとえば
「一五三①五」は、第五百五十三條第一項第五号の
ことである。なお「附」とあるのは「附則」の略
である。

5 準用規定の内容摘示 準用規定については、参
照条文欄中に、▼印を付して当該条数を掲げ、そ
の内容を（一）内に摘示した。単に内容を示すだ
けでなく、さらにその準用規定に関連して参照条
文をも示す場合には、内容摘示の次に▼印をおい
て参照事項及び条文を掲げた。たとえば▼一四
（清算人の職務権限）特則（会更二九、罰則四九
八①七）のこくである。

6 旧法の対応規定 民法第四・五編、民事執行法
及び刑事訴訟法については、参照条文欄の初頭の
（一）内に、旧法における対応条文が示してある。
ただし、民事執行法の場合は、同法の制定による
改正前の民事訴訟法（競）を冠したものは、旧
競憲法の対応条文を示す。

なお、民事執行法の参照条文中、条数の下の
（一）内の文句は、その条の内容を示すものであ
る。